



自動体外式除細動器(AED)を貸し出します

消防本部では、多くの市民が参加する本市開催の行事等で、参加者が心肺停止状態に陥った場合の救命活動に備え、自動体外式除細動器（A E D）を主催する団体等に無料で貸し出します。



◀自動体外式除細動器（A E D）

正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して電気ショックを行い、正常なリズムに戻すための医療機器です。

Q：なぜ自動体外式除細動器（A E D）が必要なのですか？

A：心肺停止状態の人の生存率は、心臓が止まってから1分が経過するごとに約7～10%ずつ低下していきます。さらに心臓が血液を送らなくなってから3～4分経過すると、脳に深刻なダメージをきたし、回復する事が困難になります。そこで近くにいる人が、A E Dを使用してできるだけ早く電気ショックを行うことが重要になるのです。

<貸出の条件や申込方法>

対 象 団 体	市民が多数参加する各種イベント等を主催する団体
条 件	イベント期間中は、A E Dの取扱い講習修了者等が会場に常駐すること
期 間	イベント開催前後の期間とし最長7日
申し込み方法	貸し出しを受けようとする日の5日前までに、所定のA E D貸出申請書に必要事項を記入し、東消防署に提出してください。申し込みの際に、申請者の本人確認ができる身分証明書をお持ちください。 申請書は消防本部のホームページからダウンロードするか、東消防署に用意してあります。 申請書を提出する前に、A E Dの空き状況等をご確認ください。
台 数	1台
費 用	無料
貸 出 方 法	申請書の内容を審査し、貸出許可証とA E Dを貸し出します。 貸出期間中のA E D搬送及び維持管理は、借用者が責任を持って行ってください。
問 い 合 わ せ	常陸大宮市東消防署 ☎53-1157

